

大阪労働局発表  
平成28年11月28日(月)

【照会先】  
大阪労働局 職業安定部 職業安定課  
(電話) 06-4790-6300

報道関係者 各位

全国初

## 大阪働き方改革推進会議 介護労働に関する作業部会 開催

本年10月31日に、関係労使団体、金融機関、国や地方公共団体の関係行政機関の代表者が参集して、第2回「大阪働き方改革推進会議」を開催しました。その場において、大阪働き方改革にかかる今後の基本方針(以下「基本方針」という。)が取りまとめられ、その13(別添資料)において、「介護労働に関する作業部会」を開催することとなりました。

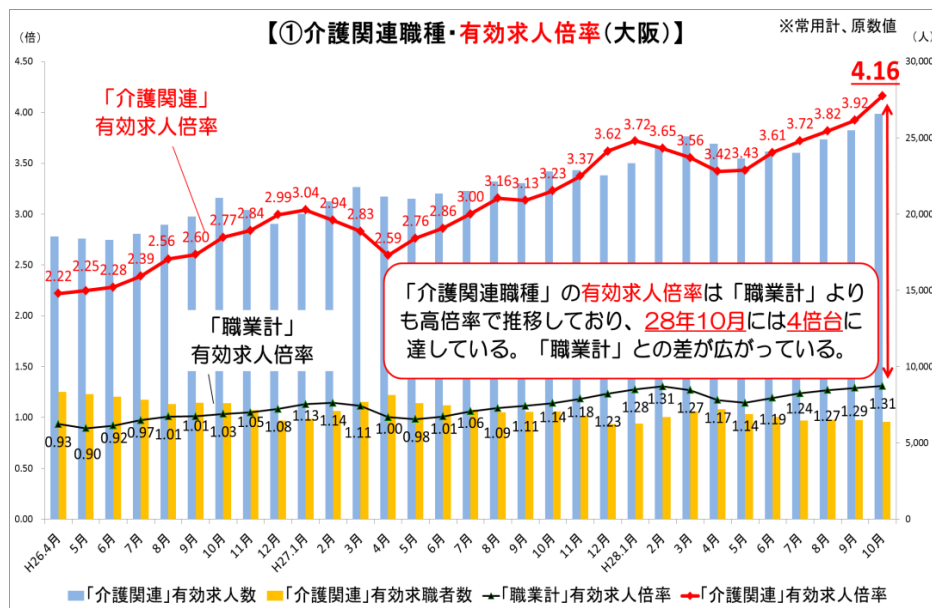
今後ますます労働市場の全求人に占める比重が高まる介護職種に関して、基本方針でも記述されている通り、職員の離職率の高さ、賃金などの処遇や社会的評価が仕事の内容に見合っていないこと、雇用管理や労働環境の改善に課題があることが指摘されています。

また、大阪における介護関連の有効求人倍率は、本年10月において4.16倍と遂に4倍台に突入し、介護事業における労働環境はますます厳しいものとなることが予想されます。

このため、大阪労働局(局長 苧谷 秀信)においては、労働者団体、有志介護施設責任者等により、その改善に向けて関係者による検討を進め、介護分野における人材確保・職場定着等に向けた取組の推進を図ることを目的として、別添1の開催要綱の通り、大阪働き方改革推進会議の作業部会として、「介護労働に関する作業部会」を開催することとし、その第一回会議を別添2の会議次第の通り、平成28年12月9日に開催します。

(参考) 大阪府における介護の雇用情勢について

大阪府下におけるハローワークに寄せられる全求人数のうち、介護関連職種の求人が14.2%を占めている一方、求人倍率は、下図のとおり長期にわたり上昇が続いており、平成28年10月には4.16倍と、遂に4倍台に突入いたしました。今後も進行する少子高齢化により減少し続ける労働人口を考慮すると、今後も介護関連職種の人材不足が深刻化することが見込まれます。



## 大阪働き方改革にかかる今後の基本方針 (平成 28 年 10 月 31 日第 2 回大阪働き方改革推進会議)

### — 「13 介護事業における取組」のみ抜粋 —

#### 13 介護事業における取組

##### (1) 介護職場の構造的課題

大阪における介護職種の有効求人倍率は、3.92 倍にも及ぶ。同じ有効求人倍率の高い建設労働者とは、倍率は似ていても、求人求職関係が構造的に異なっている。建設業は、東日本大震災の復興需要とオリンピック需要による急激な求人増に労働者の供給が追いついていない。平均所定内給与は月額約 30 万円であり(厚生労働省「平成 27 年度毎月勤労統計調査」第 1 表)、建設業への応募者も多いが、急激な需要増に追いついていない状況である。一方、介護労働者に対する需要も、急速な高齢化の進展に伴い年々増加しており、今後ますます介護人材が不足することが予想されている。しかしながら、介護労働者の平均勤続年数は約 5 年と、他の職種の半分以下であり、介護労働者(正規職員)の年間離職率は、14.9%(訪問介護職員を除く。訪問介護職員の離職率は 15.8%)に及び(介護労働安定センター「平成 27 年度介護労働実態調査」)、他の職種(常用)の 11.8%(厚生労働省「平成 27 年雇用動向調査」)に比べてかなり高くなっている。こうした状況もあり、有効求人倍率が高くなっている。

「介護労働者の確保・定着等に関する研究会(中間取りまとめ)」(平成 20 年厚生労働省職業安定局)によると、介護の仕事にやりがいを感じ、満足している介護労働者が多い一方、賃金などの処遇や社会的評価が仕事の内容に見合っていないこと、雇用管理や労働環境の改善に課題のあることが指摘されている。

前掲の「平成 27 年度介護労働実態調査」によると、介護労働者の平均所定内給与は 21 万 8 千円に留まっており、上述の中間とりまとめでも、将来、家族を養っていくことができないという理由で結婚を機に退職する男性労働者が多いとの指摘や、男女にかかわらず、仕事や能力、経験に応じた賃金制度が必要との指摘がなされている。

こうした問題を解決に導くには、介護人材の処遇改善策や介護人材確保措置拡充のほか、介護労働の負担軽減や将来展望を抱きやすいキャリア制度の確立が必要である。

##### (2) 介護ロボット等の開発

介護分野における労働環境の改善を進めるには、介護者・被介護者双方の身体的負担軽減を図るとともに、ロボットで可能なことはロボットに任せ、介護者が人でなければできないことに特化できるよう、介護ロボットの導入促進も望まれているところである。経済産業省と厚生労働省が公表している「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、ベッドから車椅子への移乗等をアシストする移乗介助機器、高齢者等の外出・歩行をサポートする移動支援機器、排泄物の処理等にロボット技術を活用した排泄支援機器、センサーや外部通信機能等を備えた見守り支援機器、浴槽への出入りを支援する入浴支援機器にかかる 5 分野 8 項目が挙げられ、開発支援や大規模実証等を行って行くこととされている。そのほかにも、被介護者との会話やリクリエーションを行うコミュニケーションロボットなどが研究開発されているところである。

こうした介護の様々な分野におけるロボット技術の活用は、様々な主体で様々な試みがなされているが、今後さらに有用性の高い介護ロボットの導入が推進されるよう、厚生労働省では、平成28年8月から、介護施設における課題（ニーズ）と、それを解決するための技術（シーズ）をマッチングさせる「介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会設置事業」を開始したところである。大阪会議のメンバーは、この事業が府内施設や企業等に活用されるよう、事業周知等に協力する。

また、喀痰吸引器やリハビリ機器などロボット分野以外での機器においても、大阪の強みを活かした開発が期待できる。

大阪会議のメンバーは、これらの介護ロボット等の開発促進に向け、それぞれの立場で可能な支援を行っていく。

### (3) 介護労働者のキャリアラダー確立のための作業部会の開催

老人福祉法第15条第4項により、特別養護老人ホームの設置は、入所者保護の観点から、社会福祉法人等に限定して都道府県知事（政令市・中核市にあっては市長）の認可にかからしめられ、参入規制がある。特別養護老人ホームに入所を希望して在宅で待機している要介護3～5の要介護高齢者は全国で約15万人いるので、大阪のような大都会地では、利用者不足による倒産などは今のところ考慮する必要性は少ない。

また、特別養護老人ホーム等の施設介護サービス事業者に報酬として支払われる施設介護サービス費（本人負担原則1割分を除く。）の額は、介護保険法第48条第2項により、「当該指定施設サービス等に要する平均的な費用」の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の原則百分の九十に相当する額とされている（現実には3年ごとに経営実態を調査して基準が定められる）。

したがって、収益を上げるために介護労働者の賃金を抑制して収益を上げて、平成26年の財政制度審議会での議論のような介護報酬引き下げの圧力が出てくれば、負のスパイラルが発生してしまう。

ここで志のある特別養護老人ホームの経営者が、勇気を持って介護労働者のキャリアラダーの確立のために立ち上がることが望まれる。そして、これを支援するための助成金も整備されている（職場定着支援助成金の介護労働者雇用管理制度助成）。

そこで、特別養護老人ホームの経営者の有志と介護労働者の代表とが参集して、キャリアラダー確立の勉強会（介護労働に関する作業部会）を、大阪会議の作業部会として開催することとする。

また、この作業部会においては、介護現場における非正規雇用労働者の処遇改善についても合わせて検討を行う。検討期間は1年から2年とし、成果が出た場合には、差し支えない範囲で公表するとともに、府内の各事業所への普及に努める。

介護労働者の処遇改善のためには、介護事業所の経営力の強化や生産性向上のための努力も欠かせない。訪問介護事業で訪問介護者にタブレット端末機を持たせ、介護現場で入力し直行・直帰を認めることにより、労働時間の削減に成功するとともに、服薬の重複や服薬忘れなどの事故が減少したという事例も出てきているところである。まずは、具体的検討を現実に始めることが重要である。

## 大阪働き方改革推進会議 介護労働に関する作業部会 開催要綱

平成 28 年 12 月 9 日

大 阪 労 働 局

介護分野における人材確保と職場定着に向けた取組を推進するため、大阪働き方改革推進会議の下、「介護労働に関する作業部会」（以下「部会」という。）を開催する。

## 1 目的

平成 28 年 10 月 31 の第 2 回大阪働き方改革推進会議で取りまとめられた「大阪働き方改革にかかる基本方針」の 13(3)に基づき、非正規雇用労働者を含めた介護労働者の将来展望を抱きやすいキャリア制度の確立、介護労働者の負担軽減策などを、関係労働者団体、有志介護施設職員等が参集して検討を進め、その成果を得て、介護分野における人材確保・職場定着等に向けた取組の推進に資することとする。

## 2 実施内容

- (1) 介護分野における人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組方策の検討(特に将来展望を抱きやすいキャリア・ラダー制度の確立、同一労働同一賃金を見据えた非正規雇用労働者の処遇改善、介護の実態に適合した介護支援機器の提言など)
- (2) (1) の成果を踏まえた水平展開の方策
- (3) その他介護分野における人材確保・職場定着等のために必要な取組み

## 3 会議

労働局長は、必要に応じ介護関連職種の関係労使関係者の参集を求めて、会議を開催する。

## 4 庶務

作業部会の庶務は、職業安定部職業安定課において処理する。

# 第1回大阪働き方改革推進会議 介護労働に関する作業部会

日時：平成28年12月9日（金）

14時00分～15時30分

場所：大阪労働局

大阪府中央区大手前4-1-67

大阪合同庁舎2号館 4階会議室I

## 1 挨拶・趣旨説明 大阪労働局長

## 2 出席者紹介

〈介護施設〉（50音順・敬称略）

社会福祉法人 永寿福祉会	専務理事 仲谷 善弘
社会福祉法人 永寿福祉会	総務課長 浅井 祐子
社会福祉法人 京悠会	理事長 岡田 京子
社会福祉法人 五霞愛隣会	理事長 小林 弥生
社会福祉法人 幸聖福祉会	園長 乾 正人
社会福祉法人 ジー・ケー社会貢献会	副理事長 西村 毅
社会福祉法人 祥風会	理事長 羽鳥 圭一
社会福祉法人 みささぎ会	総務部長 奥田 赳視
社会福祉法人 和悦会	理事長 村本 武史
特別養護老人ホーム 加寿苑	施設長 桑野 弘
特別養護老人ホーム 夢の箱 勝山	施設長 川西 収治 ほか

〈労働組合〉（敬称略）

UA ゼンセン 日本介護クラフトユニオン	政策アドバイザー	田村 雅宣
UA ゼンセン 日本介護クラフトユニオン	近畿総支部総支部長	竹中 哲郎

〈その他アドバイザー・オブザーバー〉（敬称略）

公益財団法人 介護労働安定センター	支部長 和田 雅樹
一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟	松下 陽子

## 3 介護分野における雇用失業情勢 大阪労働局

## 4 賃金ラダーに関する討議

## 5 今後の進め方について

## 6 その他